



税務情報

国税庁からの公表情報

1. キャリード・インタレストに係る文書回答

国税庁は4月1日、個人であるファンドマネージャーが投資組合事業^(*)の組合員として運用する組合事業から出資割合を超えて受け取る組合利益の分配(キャリード・インタレスト)に関し、以下の文書回答を公表しました。

^(*) 租税特別措置法第37条の10第2項に規定する株式等の取得及び保有を目的とする組合事業

■ [キャリード・インタレストを受け取る場合の所得税基本通達 36・37 共-19 の適用について\(情報\)](#) (2021年4月1日) (PDF 521.0KB)

これは金融庁が国税庁に対して行った照会及びその回答で、昨年12月10日に自由民主党・公明党により公表された「[令和3年度税制改正大綱](#)」(PDF 590.9KB)の「第一 令和3年度税制改正の基本的考え方 1. ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生(3) 国際金融都市に向けた税制上の措置の『個人所得課税』」(P5)に示されている内容(ファンドマネージャーが、出資持分を有するファンド(株式譲渡等を事業内容とする組合)からその出資割合を超えて受け取る組合利益の分配(キャリード・インタレスト)について、分配割合が経済的合理性を有するなど一定の場合には、役務提供の対価として総合課税の対象となるのではなく、株式譲渡益等として分離課税の対象となることの明確化等を行う。)に対応するものです。

この文書回答では、金融庁より、以下の通達を踏まえた「経済的合理性」等の基本的考え方及びこれに基づく一般的な事例における考え方の整理について確認されており、国税庁からは金融庁の見解のとおりで差し支えない旨が回答されています。

- [所得税基本通達 36・37 共-19\(任意組合等の組合員の組合事業に係る利益等の帰属\)](#)において、任意組合等の組合員の組合事業に係る利益等の額は、その利益等の額のうち分配割合について「経済的合理性」を有していないと認められる場合を除き、分配割合に応じて利益の分配^{(*)1}を受けべき金額等とすること(分配割合に応じた構成員課税)とされている^{(*)2}。

^{(*)1} 実現益が課税の対象となる。

^{(*)2} 組合事業に係る利益等が株式等の譲渡に基づくものである場合には、株式等の譲渡による所得として分離課税の方法により課税されることとなる。

- 「経済的合理性」については、個々の組合契約について具体的に検討されることとなるが、たとえば次の要件に該当する場合には、本通達の適用に関して、一般的には経済的合理性等を有しているとして、投資組合契約で定められた分配割合に応じた構成員課税の対象になるものと考えられる。

組合契約	<ul style="list-style-type: none"> • 組合契約の締結及び組合財産の運用が各種の法令に基づいて行われていること。 • ファンドマネージャーが金銭等の財産を投資組合に出資していること。
利益の分配	<ul style="list-style-type: none"> • キャリード・インタレストについて、組合契約上、利益の分配を規定する条項に定められていること。(キャリード・インタレストは組合利益の分配であり、役務提供の対価として支払われる報酬(fee)とは異なる。)
経済的合理性	<ul style="list-style-type: none"> • 組合契約に定めている分配条件が恣意的でないこと。 • 組合契約の内容が、一般的な商慣行に基づいていること。 • ファンドマネージャーが投資組合事業に貢献していること。

《参考》

金融庁は4月1日、「[キャリード・インタレストの税務上の取扱いについて](#)」というページを公表し、このページにおいて、国税庁から公表されている上記の文書回答とほぼ同様の資料を「公表文」として掲載しています。

なお、このページにおいては今後、実際にキャリード・インタレストを受け取るファンドマネージャーが個人所得税の確定申告を行う際の利便性を考慮し、確定申告書の添付書類として利用可能なチェックシートや所得の計算書が公表される予定です。また、英語版のページも、後日掲載予定とのことです。

2. LIBORを参照する金融商品の金利置換に伴う税務上の取扱いに係る文書回答

2014年7月の金融安定理事会(FSB: Financial Stability Board)による提言に基づき、金利指標改革がグローバルに進められています。そうした中、ロンドン銀行間取引金利(LIBOR: London Interbank Offered Rate)の公表が2021年12月末をもって恒久的に停止され、LIBOR(又はLIBORをベースとする金利スワップレート)を参照している契約においては、参照する金利指標の置換が行われる可能性が高まっています。

こうした状況を踏まえ、企業会計基準委員会(ASBJ)は、金利指標改革に起因するLIBORの置換が企業自身の意思決定に基づくものではなく、企業から見ると不可避免的に生じる事象であることに鑑み、2020年9月29日に[実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」](#)(以下、「本実務対応報告」)を公表し、LIBORを参照する金融商品について必要と考えられるヘッジ会計に関する会計処理及び開示上の取扱いを明確化しました。本実務対応報告では、LIBORを参照する金融商品においてヘッジ会計を適用している場合、一定の要件の

もとで 2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までヘッジ会計の継続を可能とする特例的な取扱い等が認められています(本実務対応報告の詳細は、あずさ監査法人のポイント解説速報「ASBJ、実務対応報告第 40 号『LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い』を公表」をご参照ください。)

一方、税務上の取扱いについては、金融庁が 2021 年度税制改正要望において、LIBOR 公表停止に伴う所要の措置を講じるよう求めていましたが(「令和 3 年度税制改正要望項目」(2020 年 9 月)(PDF 1,781.4KB)P.14 参照)、国税庁は 4 月 2 日、以下の文書回答事例を公表しました。

■ [LIBOR を参照する金融商品の金利置換に伴う税務上の取扱いについて](#) (2021 年 3 月 31 日付)

この文書回答事例は、ヘッジ処理に当たって、LIBOR(又は LIBOR をベースとする金利スワップレート)を参照している金融商品に、本実務対応報告に基づき特例的な会計処理等を行った場合、法人税法等の関連法令(繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ等)や法令解釈通達に基づく税務処理について、本実務対応報告と平仄を合わせた取扱いが認められると考えてよいかどうかにつき、金融庁が照会したもので、たとえば以下の法人税の取扱いが認められることが確認されています。

【照会内容】

LIBOR を参照する金融商品について、本実務対応報告に従い契約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等となることを意図した契約条件の変更や契約の切替を行う場合:

- 金利指標の置換時点は、「決済時」や「デリバティブ取引等を行った時」には該当せず、ヘッジ処理の継続が認められる。
- 金利指標の置換が生じた場合における有効性判定の方法については、既に提出した届出の変更等が不要である。
- 金利指標の置換後に実施される有効性判定については、ヘッジの有効性割合がおおむね 100 分の 80 未満又は 100 分の 125 超となる場合であったとしても、有効性を満たしているものとして取り扱う。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.